

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、令和3年6月11日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保
医発0611第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されまし
たので、下記の通りご案内いたします。

敬白

記

■ 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
TARC	184点

▼ 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	TARC
保険点数	184点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」
備考	TARC ア <u>アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</u> イ <u>COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u>

■ 適用日

2021(R3)年 6月 11日 から適用